

令和7年度

市民税・道民税・森林環境税 特別徴収の手引

※必ずお読みください

<通知書に記載されている方で、既に退職などしている場合は至急ご連絡下さい>

◎退職者における未徴収税額の一括徴収について

年度途中での退職者等に未徴収の税額がある場合は、一括徴収の方法による納入を推進していただきますようお願いいたします。

なお、令和8年1月1日以降の退職者につきましては、本人の申し出に係わらず、残りの税額をまとめて一括徴収の方法により納入することとされておりますので、よろしくお願いたします。

(地方税法第321条の5及び美唄市税条例第48条第6項)

異動の届出については、この手引の記載例を参考にし同封の給与支払報告・特別徴収に係る異動届出書に記載し提出してください。

美唄市役所

市民部税務課市民税係

〒072 - 8660

北海道美唄市西3条南1丁目1番1号

(直通) 0126-62-3139

市町村コード 012157

特別徴収義務者様

市民税・道民税・森林環境税の特別徴収につきましては、日頃より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

給与所得者に対する市民税・道民税・森林環境税は、地方税法第41条及び第321条の3並びに美唄市税条例第48条の規定によって特別徴収の方法により納税することが定められております。

つきましては、この「市民税・道民税・森林環境税特別徴収の手引」をご参照のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目次

美唄市収納事務取扱金融機関	特別徴収の要領	1 ページ
◎ 美唄市指定金融機関	納入書の記載例	4 ページ
○ 株式会社 北洋銀行 本支店	異動届出書の記載例	5 ページ
◎ 美唄市収納代理金融機関	特別徴収への切替申請書の記載例	9 ページ
○ 株式会社 北海道銀行 本支店	退職所得に係る市民税・道民税の特別徴収について	10ページ
○ 空知信用金庫 本支店	退職所得に係る納入書の記載例	11ページ
○ 空知商工信用組合 本支店	退職所得の個人別明細書	12ページ
○ 北海道労働金庫 岩見沢支店	様式集	13ページ
○ 美唄市農業協同組合 本所	【各種様式に関するウェブサイト】	
○ 峰延農業協同組合 本所	https://www.city.bibai.hokkaido.jp/soshiki/2/1605.html	
○ いわみざわ農業協同組合		
○ 美唄市役所		
○ 道内ゆうちょ銀行・郵便局		

美唄市で検索→「美唄市トップページ」→「生活情報」→「申請書ダウンロード」
市民部 税務課 市民税係の項目の「事業所特別徴収に関する各種届出様式」から
ダウンロードできます。

特別徴収の要領

1. 特別徴収とは

給与所得者にかかる市民税・道民税・森林環境税を納めやすくするため、給与の支払者が毎月給与を支払う際に、納税義務者が納めなければならない税額を6月から翌年5月までの12回にわたり給与から差し引いて、納税者個人にかわり納めていただく制度をいいます。

2. 特別徴収義務者とは

特別徴収の指定を受けた給与支払い者（貴事業所）をいいます。この指定により、はじめて特別徴収の義務が発生し、「市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」が送達され、税額の徴収及び納入をしていただくこととなります。

3. 特別徴収される人

令和7年1月1日現在、美唄市に住所を有し、令和6年中に給与の支払を受け、かつ、令和7年4月1日現在において引続き給与の支払を受けている人です。

4. 給与所得以外の所得のある人について

給与受給者に給与以外の所得があった場合でも、本人の申し出等がない限り特別徴収として課税しております。給与以外の所得にかかる税額を、普通徴収の方法で納付したい旨の申し出があった場合には直ちにご連絡ください。

5. 「市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」について

同封いたしました「市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」は特別徴収義務者用と納税義務者用とがあり、納税義務者用は、直ちに納税義務者本人に交付してください。なお、退職・転勤等により交付できない方については、「給与支払報告・特別徴収に係る異動届出書」に添付してお返しく下さい。

6. 特別徴収税額（月割額）の徴収について

「市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」に納税者別の月割額を算出してありますので、6月から翌年5月まで毎月給与を支払う際に徴収してください。

なお、年税額が5,000円以下の税額を納める納税者については、最初に徴収すべき6月の給与から全額徴収することになっております。

(注)6月分の月割額の徴収は、6月中に支払う給与から徴収することとなります。

7. 月割額の納入について

各納税義務者から徴収した月割額の合計額を「納入書」によって、徴収した月の翌月10日（収納金融機関が休業日にあたる場合は、その翌日）までに各金融機関に納入してください。

なお、記載にあたっては、4ページの記載例を参考にしてください。

また、「納入書」は直接機械処理をいたしますので折り曲げたり、ピンで止めたりされないようお願いいたします。

8. 月割額を納期限までに納入しなかったとき
納期限までに納入しないときは督促を受け、かつ督促状を發布した日から起算して10日を経過した日まで完納しないときは、滞納処分を受けることがあります。また、納期限後に納入する場合、延滞金を加算して納めていただくことになります。
9. 納税義務者が退職又は転勤等をしたとき
納税義務者が、退職・転勤・休職又は死亡などにより給与の支払を受けなくなったときは、必ずその翌月の10日までに、末尾の「給与支払報告・特別徴収に係る異動届出書」に必要事項を記載して提出してください。（記載例を5・6・7・8ページに掲載。ご参照ください。）
- (1) 「異動届出書」(別紙1)及び「特別徴収への切替申請書」(別紙2)は2部作成し、1部を提出し、もう1部を控として必ず各特別徴収義務者が保管してください。
- (2) 「異動届出書」の提出が遅れますと事務処理上の支障をきたすばかりでなく、異動した納税義務者への「納税通知書等」の発布が遅れ、納税義務者の不利益となりますので、迅速に提出してください。
10. 異動後の未徴収税額の徴収と異動届出書の記載について
- (1) 特別徴収の継続
給与の支払を受けなくなった者が、転勤・再就職等により、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。ただし、新しい勤務先で特別徴収ができることを確認したものに限り。
- (2) 一括徴収
令和8年5月31日までに支払われる給与又は退職手当から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。
なお、令和7年6月1日から12月31日までに退職等があった場合は、本人の了承を得て一括徴収ができることとなっています。出来る限り一括徴収での納入をしていただきますようご指導お取り計らい願います。
また、令和8年1月1日から4月30日までに退職等があった場合は、本人の申し出に係わらず一括徴収しなければなりませんのでご注意ください。(ただし、死亡退職の場合や5月31日までに支払われた給与が残りの未徴収税額よりも少ない場合に限り普通徴収にすることができます。)
(注)令和8年3月以降に退職した者の未徴収税額をやむを得ず、普通徴収の方法により直接退職者(納税者)に納入していただく場合、未徴収税額分の「納税通知書」の発布は6月9日以降となりますので、その旨を必ず退職者にご指導していただきますようお願いいたします。また、2月以前に退職した者でも届出の遅延により3月9日以降に届出をした場合は同様の扱いとなり、退職者の不利益となりますのでご注意ください。
- (3) 普通徴収
(1)または(2)に該当しない場合は、「普通徴収」を○で囲んでください。納期に合わせて直接納税者に「納入通知書」を発布いたします。
11. 特別徴収義務者指定番号について
「市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の決定通知書」に表示した番号が貴事業所の指定番号ですので、納入書・異動届出書等の書類には必ずこの番号を記載してください。

12. 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後、税額を変更する事由が生じた場合には、その税額を変更し、「市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」を送付いたしますので、それ以降の月割額については「市民税・道民税・森林環境税特別徴収税額の変更通知書」に記載されている変更後の月割額により徴収し納付してください。（記載例2を参照）

13. 特別徴収義務者の変更等について

休業・解散等により特別徴収事務を継続できなくなった場合、名称・所在地等に変更があった場合には、「特別徴収義務者の届出書」（16ページに添付）に必要な事項を記載し提出してください。

14. 納期の特例について

給与受給者が常時10人未満の事業所で、「市民税・道民税特別徴収税額の納期の特例申請書」を市に提出し、承認を受けた場合には、6月分から11月分までを12月10日までに、12月分から5月分までを6月10日までの、年2回に分けて納入することができます。なお、承認を受けた後、給与受給者が常時10人未満でなくなった場合には、納期の特例が適用できなくなり、届出書の提出が必要となります。

15. 北海道外の郵便局にて払込を希望される場合には、「指定通知書」を、指定する払込取扱局、及び美唄市へ提出ください。

「指定通知書」は美唄市のウェブサイト(<https://www.city.bibai.hokkaido.jp/soshiki/2/1605.html>)からダウンロードできます。

【美唄市で検索→「美唄市トップページ」→「生活情報」→「申請書ダウンロード」市民部 税務課 市民税係の項目からダウンロード】

16. 各種異動の届出書には、法人番号及び個人番号(マイナンバー)を明記の上、提出ください。

<個人番号(マイナンバー)の扱いについて>

○個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならないとされており、また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、「特別徴収税額決定通知書(特別徴収義務者用)」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、番号法に基づく関係事務の範囲で特定し、かつそれを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

なお、利用目的を特定個人情報の取得経路ごとに特定(例えば、「本人から取得した特定個人情報は源泉徴収票作成事務」等)し、本人に通知又は公表している場合においては、別途、特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)により取得した個人番号の利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報保護法第20条及び第21条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第12条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますので御留意ください。

○特別徴収義務者の個人番号の収集について

個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願い致します。

※番号法第6条・・・個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

【記載例1】 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄と同じときは何も記入せずそのままご使用ください

北海道美幌市		個人市民税 個人道民税 森林環境税		領収証書 (公)	
市区町村コード 0 1 2 1 5 7		口座番号 02890-8-960097		加入者名 美幌市会計管理者	
令和7年10月分		指定番号 60000001		納入金額(1) 428,200 円	
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		納給与分一括徴収分を含む 入退職所得分 延滞金 額 督促手数料 合計額		納給与分一括徴収分を含む 入退職所得分 延滞金 額 督促手数料 合計額	
納期限 令和7年11月10日		額 督促手数料		額 督促手数料	
(特別徴収義務者)		住所 又は所在地 氏名 又は名称 美幌市西3条南1丁目1番1号 株式会社 びばい		領収日付印	

北海道美幌市		個人市民税 個人道民税 森林環境税		納入書 (公)		振替請求に使用する欄 払出口座番号 払出請求人印	
市区町村コード 0 1 2 1 5 7		口座番号 02890-8-960097		加入者名 美幌市会計管理者			
令和7年10月分		指定番号 60000001		納入金額(1) 428,200 円			
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		納給与分一括徴収分を含む 入退職所得分 延滞金 額 督促手数料 合計額		納給与分一括徴収分を含む 入退職所得分 延滞金 額 督促手数料 合計額			
納期限 令和7年11月10日		額 督促手数料		額 督促手数料			
(特別徴収義務者)		住所 又は所在地 氏名 又は名称 美幌市西3条南1丁目1番1号 株式会社 びばい		領収日付印			

北海道美幌市		個人市民税 個人道民税 森林環境税		納入済通知書 (公)	
市区町村コード 0 1 2 1 5 7		口座番号 02890-8-960097		加入者名 美幌市会計管理者	
令和7年10月分		指定番号 60000001		納入金額(1) 428,200 円	
納入すべき金額が右の納入 金額(1)の欄の金額と異なる ときは、納入金額(1)の欄を 横線で抹消し、納入金額(2) の欄に記入してください。		納給与分一括徴収分を含む 入退職所得分 延滞金 額 督促手数料 合計額		納給与分一括徴収分を含む 入退職所得分 延滞金 額 督促手数料 合計額	
納期限 令和7年11月10日		額 督促手数料		額 督促手数料	
取りまとめ局 小樽貯金事務センター (〒047-8794)		額 督促手数料		額 督促手数料	
領収日付印		(特別徴収義務者)		住所 又は所在地 氏名 又は名称 美幌市西3条南1丁目1番1号 株式会社 びばい	

納入済通知書の納入金額欄に「」記号は記入しないでください。

【記載例2】 納入すべき金額が「納入金額(1)」の欄と異なるとき

北海道美幌市		個人市民税 個人道民税 森林環境税		領収証書 (公)	
市区町村コード 0 1 2 1 5 7		口座番号 02890-8-960097		加入者名 美幌市会計管理者	
令和7年10月分		指定番号 60000001		納入金額(1) 428,200 円	
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		納給与分一括徴収分を含む 入退職所得分 延滞金 額 督促手数料 合計額		納給与分一括徴収分を含む 入退職所得分 延滞金 額 督促手数料 合計額	
納期限 令和7年11月10日		額 督促手数料		額 督促手数料	
(特別徴収義務者)		住所 又は所在地 氏名 又は名称 美幌市西3条南1丁目1番1号 株式会社 びばい		領収日付印	

北海道美幌市		個人市民税 個人道民税 森林環境税		納入書 (公)		振替請求に使用する欄 払出口座番号 払出請求人印	
市区町村コード 0 1 2 1 5 7		口座番号 02890-8-960097		加入者名 美幌市会計管理者			
令和7年10月分		指定番号 60000001		納入金額(1) 428,200 円			
納入すべき金額が右の 納入金額(1)の欄の金額と 異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、 納入金額(2)の欄に記入し てください。		納給与分一括徴収分を含む 入退職所得分 延滞金 額 督促手数料 合計額		納給与分一括徴収分を含む 入退職所得分 延滞金 額 督促手数料 合計額			
納期限 令和7年11月10日		額 督促手数料		額 督促手数料			
(特別徴収義務者)		住所 又は所在地 氏名 又は名称 美幌市西3条南1丁目1番1号 株式会社 びばい		領収日付印			

北海道美幌市		個人市民税 個人道民税 森林環境税		納入済通知書 (公)	
市区町村コード 0 1 2 1 5 7		口座番号 02890-8-960097		加入者名 美幌市会計管理者	
令和7年10月分		指定番号 60000001		納入金額(1) 428,200 円	
納入すべき金額が右の納入 金額(1)の欄の金額と異なる ときは、納入金額(1)の欄を 横線で抹消し、納入金額(2) の欄に記入してください。		納給与分一括徴収分を含む 入退職所得分 延滞金 額 督促手数料 合計額		納給与分一括徴収分を含む 入退職所得分 延滞金 額 督促手数料 合計額	
納期限 令和7年11月10日		額 督促手数料		額 督促手数料	
取りまとめ局 小樽貯金事務センター (〒047-8794)		額 督促手数料		額 督促手数料	
領収日付印		(特別徴収義務者)		住所 又は所在地 氏名 又は名称 美幌市西3条南1丁目1番1号 株式会社 びばい	

納入済通知書の納入金額欄に「」記号は記入しないでください。

年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

[別紙1:記載例3] 転勤等により新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合		地	〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号		特別徴収義務者 指 定 番 号	60000001											
		フリガナ	カブシキガイシャ ビバィ		宛 名 番 号	123456											
		氏名称	株式会社 ビバィ		担連 当 格	所 属	総務課										
		個人番号 又は法人番号	9	0	0	0	0	2	0	0	1	2	1	5	7	者先	氏 名
														電 話	0126-48-0214 内線(9999)		
給 与 所 得 者	フリガナ	ビバィ レイコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法								
	氏 名	美唄 例子															
	生年月日	199×年 1月 1日															
	個人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0				
	受給者番号	14		6	11	R7	2										
1月1日 現在の住所	美唄市沼貝4条8丁目2番14号		10	5	10	1											
異動後の 住所	札幌市藻南区南郷通17丁目9番11号		120,000 円	50,000 円	70,000 円	1											

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	<u>新規</u>	法人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0	0	新しい勤務先へは、月割額 <u>10,000</u> 円を <u>11</u> 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒123-4567 札幌市藻岩区北2条西20丁目8番24号		担 当 者 連 絡 先	所 属	総務課		受給者番号	1234								
	フリガナ	カブシキガイシャ ホッカイ サッポロ ロジテ		氏 名	例田 太郎		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<u>1</u> 右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要							
	氏名又は名称	株式会社 北海 札幌支店		電 話	011-048-0219 内線(1111)												

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
		5

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

(別紙1)

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

[別紙1:記載例4] 給与支払報告書を特別徴収で提出した後に退職となり、再雇用等の予定もない場合	所在地	〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号		特別徴収義務者 指定番号	60000001												
	フリガナ	カブシキガイシャ ビバイ		宛名番号	123456												
	氏名又は名称	株式会社 ビバイ		担連 当格 者先	所属	総務課											
	法人番号 個人番号	9	0	0	0	0	2	0	0	1	2	1	5	7	氏名	例野 花子	電話

給与所得者	フリガナ	ビバイ レイコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法										
	氏名	美唄 例子																	
	生年月日	199×年 1月 1日																	
	個人番号	0	1							2	3	4	5	6	7	8	9	1	0
	受給者番号	14																	
1月1日 現在の住所	美唄市沼貝4条8丁目2番14号		月	月	R7	年	1	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由 職 働 欠 亡 期 散 他 長 不 定 解 の 職 働 欠 亡 期 散 他	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)										
異動後の住所	札幌市藻南区南郷通17丁目9番11号		円	円	円	5	月			右から 番号を 記入									

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額_____円を	
新しい勤務先	特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号								_____月分(翌月10日納入期限分)から	
	所在地	担当者連絡先								徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ	所属 氏名 電話								受給者番号	
	氏名又は名称	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)								1 右から番号を記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、	
理由	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため								_____月分(翌月10日納入期限分)で		
	徴収予定月日								_____円		

3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄	
理由	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため								6		

[別紙1:記載例5] 退職等により特別徴収の未徴収額を一括徴収する場合		地 〒072-8660 北海道美唄市西3条南1	特別徴収義務者 60000001					
		ナ カブシキカイシャ ビバレイ	この方の給与支払報告書が特別徴収で提出されている場合、「1. 現年度」のみが指定されていると、新年度は特別徴収のままとなりますので、ご注意ください。					
		社名称 株式会社 びばい	子					
		個人番号 又は法人番号 9 0 0 0 0 2 0 0 1 2 1 5 7	一人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載					
		者先 電話	内線 (9999)					
給与所得者	フリガナ 氏名	ビバレイ 美唄 例子	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	生年月日	199×年 1月 1日						
	個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0						
	受給者番号	14		6 月から	2 月から	R8 年	1	1. 特別徴収継続
	1月1日現在の住所	美唄市沼貝4条8丁目2番14号		1 月まで	5 月まで	2 月	右から番号を記入	2. 一括徴収
	異動後の住所	札幌市藻南区南郷通17丁目9番11号	120,000 円		40,000 円	14 日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由	3. 普通徴収 (本人納付)

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先	特別徴収義務者 指定番号	(新規)	法人番号							新しい勤務先へは、月割額_____円を
	所在地		担当者連絡先	所 氏名						____月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	フリガナ			電 話						受給者番号
	氏名又は名称									納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
										右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	1	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
			2 月 28 日	40,000 円	2 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。

3. 普通徴収の場合

理由		1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄

【別紙2:記載例7】 普通徴収から特別徴収に切替える場合

普通徴収から特別徴収への切替申請書

美唄市 長 令和7年9月4日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号	特別徴収義務者 指 定 番 号	60000001
		名称	株式会社 びばい		
		個人番号 又は法人番号	9 0 0 0 0 2 0 0 1 2 1 5 7	連絡者の氏名 及び電話番号	氏名 例野 花子 電話 0126-48-0214

給 与 所 得 者	フリガナ	ビバイ レイコ										普通徴収分 納 税 通 知 書 番 号	
	氏 名	美唄 例子											
	個人番号	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	0
	1月1日現在の住所	美唄市沼貝4条8丁目2番14号											
現 住 所	同上												
申 請 理 由	① 令和7年9月1日付入社のため												
	2. 本人（給与所得者）から特別徴収にする希望があったため												
	3. その他（ ）												
特別徴収開始月	【 9 】月分（ 10月 10日納期限分）												

納期限を過ぎている普通徴収の期割分については特別徴収に移行できませんので、ご本人に納付いただくこととなります。

*全 額 未 納
* 1 期 まで 納 付 済
*** 2 期 まで 納 付 済**
* 3 期 まで 納 付 済

※重複納付を防ぐため上記の納付状況を必ず記入してください。

【提出締切日】（郵送必着）
・毎月15日まで
（4月～6月、12月の締切は以下になります）
[4月・6月：20日 5月：31日 12月：10日]
※締切日以降の提出は翌月提出扱いとなります。

退職所得に係る市民税・道民税の特別徴収について

退職所得に係る市民税・道民税は、所得税の場合と同様に他の所得と区別して、退職手当等が支払われる際に、特別徴収義務者（退職手当等の支払い者）が、その支払金額から市民税・道民税を徴収して、徴収した翌月の10日までに納入していただくことになっております。

1. 分離課税の対象となる退職手当等

退職によって雇主から支給される退職金及び一時金等、名称のいかんを問わず、下記2を除くもの。

2. 分離課税の対象とならない退職手当等

- (1) 常時2人以下の家事使用人のみに給与・退職手当等の支払をする者、及び租税条約等により所得税の源泉徴収義務を有しない給与・退職手当等の支払い者の支払う退職手当等（これらについては翌年に他の所得と総合して所得割が課税されます）
- (2) 死亡により退職した人に支給される退職手当等で、その相続人に支払われるもの（相続税の対象となります）
- (3) 退職した人又は死亡により退職した人の遺族が退職に伴う転居のために通常必要とされる範囲で支払われる旅費等

3. 納税義務のない人

- (1) 退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在において生活保護法による生活扶助を受けている人
- (2) 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において国内に住所を有しない人
- (3) 上記2の「分離課税の対象とならない退職手当等」の支給を受けた人及び退職手当等の収入金額が「退職所得控除額」以下の人

4. 納入する市町村

退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在に居住していた市町村

5. 申告について

退職手当等の支払を受ける人は、その支払を受けるときまでに「退職所得申告書」（所得税の「退職所得受給に関する申告書」と同一様式になっています）をその支払者に提出しなければなりません。（支払者が保管してください。）

また、「退職所得の個人別明細書」（12ページに添付）を納入日までに必ず市町村長に提出してください。

6. 退職所得に係る納入書の書き方

納入書の「退職所得分」欄に税額を記入してください。また納入書の裏面が「退職所得に係る市民税・道民税納入申告書」になっておりますので、この欄にも必要事項を記入してください。（記載例を11ページに掲載しておりますのでご参照ください。）

7. 税額の計算方法

① 退職所得の控除額

- ・勤続年数が20年以下の場合・・・40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
- ・勤続年数が20年を超える場合・・・80万円+70万円×（勤続年数-20年）

※障害者になったことに直接基因して退職した場合は上記により算出した金額に、さらに100万円を加算します。

※勤続年数に1年未満の端数があるときは、これを1年に切上げして計算してください。

② 退職所得の金額 $(\text{退職所得等の支払金額} - \text{退職所得の控除額}) \times 1/2 = \text{退職所得の金額}$

※勤続年数が5年以内の法人役員については、この2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

③ 特別徴収税額

- ・市民税 $\text{退職所得の金額} \times 6\% = \text{市民税額}$
- ・道民税 $\text{退職所得の金額} \times 4\% = \text{道民税額}$

【記載例7】 退職所得に係る市民税・道民税の特別徴収税額があるとき

表

北海道美唄市		個人市民税 個人道民税 森林環境税		領収証書		公	
市区町村コード		口 座 番 号		加入者名			
0 1 2 1 5 7		02890-8-960097		美唄市会計管理者			
令和7年10月分		指 定 番 号		納入金額(1)			
		60000001		428,200 円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 給与分一括徴収分を含む		億 千 百 十 万 千 百 十 円			
入 退職所得分		・ ・ ・ 4 2 8 2 0 0					
金 延滞金		・ ・ ・ 2 0 0 0 0 0					
額 督促手数料		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
納期限 令和7年11月10日		合 計 額		6 2 8 2 0 0			
(特別徴収義務者)		住 所 又は 所在地 氏 名 又は 名称		領 収 日 付 印			
		美唄市西3条南1丁目1番1号 株式会社 びばい					

北海道美唄市		個人市民税 個人道民税 森林環境税		納入書		公	
市区町村コード		口 座 番 号		加入者名			
0 1 2 1 5 7		02890-8-960097		美唄市会計管理者			
令和7年10月分		指 定 番 号		納入金額(1)			
		60000001		428,200 円			
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		納 給与分一括徴収分を含む		億 千 百 十 万 千 百 十 円			
入 退職所得分		・ ・ ・ 4 2 8 2 0 0					
金 延滞金		・ ・ ・ 2 0 0 0 0 0					
額 督促手数料		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
納期限 令和7年11月10日		合 計 額		6 2 8 2 0 0			
(特別徴収義務者)		住 所 又は 所在地 氏 名 又は 名称		領 収 日 付 印			
		美唄市西3条南1丁目1番1号 株式会社 びばい					

北海道美唄市		個人市民税 個人道民税 森林環境税		納入済通知書		公	
市区町村コード		口 座 番 号		加入者名			
0 1 2 1 5 7		02890-8-960097		美唄市会計管理者			
令和 年 月 分		指 定 番 号		納入金額(1)			
7 1 0		6 0 0 0 0 0 1		428,200 円			
012157		納 給与分一括徴収分を含む		億 千 百 十 万 千 百 十 円			
入 退職所得分		・ ・ ・ 4 2 8 2 0 0					
金 延滞金		・ ・ ・ 2 0 0 0 0 0					
額 督促手数料		・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
納期限 令和7年11月10日		合 計 額		6 2 8 2 0 0			
(特別徴収義務者)		住 所 又は 所在地 氏 名 又は 名称		領 収 日 付 印			
		美唄市西3条南1丁目1番1号 株式会社 びばい					

納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。

市民税 道民税		納入申告書	
美唄市長 殿			
令和 7 年 11 月 10 日提出		(受付印)	
令和7年10月分		人員 1 人	
退職手当等支払金額		十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
		1 0 0 0 0 0 0	
特別徴収税額	市民税	1 2 0 0 0 0	
	道民税	8 0 0 0 0 0	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			
(特別徴収義務者) 住所又は所在地		〒 072-8660 美唄市西3条南1丁目1番1号	
氏名又は名称		株式会社 びばい 印	
法人番号又は個人番号		0 0 6 0 0 0 8 0 1 6 1 2 3	

ご注意

- 左の納入申告書は退職所得に係る住民税がある場合にだけその者について記入します。
- 人 員:退職所得に係る住民税を納入する人員です。
- 支払金額:退職所得に係る住民税を納入する人に支払った退職手当の金額です。
- 特別徴収:退職所得に係る住民税で市民税額税 額:と道民税額との合計金額は納入書(表面)の退職欄の金額と同額になります。

納入申告書の記入要領

- 左の納入申告書は、退職所得に係る市道民税の特別徴収税額(分離課税に係る所得割)を納入する際は必ず記入してください。
- 月割額および一括徴収税額については記入しないでください。
- 人員、退職手当の支払金額等は合計金額を記入してください。
- 税法改正等で還付金を生じた場合は、直接納税者に還付しますので、退職所得の個人別明細書を必ず提出してください。

※取扱金融機関
株式会社北洋銀行本支店
株式会社北海道銀行本支店
空知信用金庫 本支店
空知商工信用組合本支店
北海道労働金庫岩見沢支店
美唄市農業協同組合本所
峰延農業協同組合本所
いわみざわ農業協同組合
北洋銀行美唄支店美唄市役所派出所
市役所税務課
道内ゆうちょ銀行・郵便局

美 唄 市 長

年 月 日

退職所得の個人別明細書

退職者の氏名		
退職者の住所及び電話番号		
勤続年数	年	
支払額	円	
特別徴収税額	市民税	円
	道民税	円
	合計	円
納入月	年 月 日	
特別徴収指定番号		
特別徴収義務者名		
連絡者の氏名及び電話番号		
備考		

キ
リ
ト
リ

美 唄 市 長

年 月 日

退職所得の個人別明細書

退職者の氏名		
退職者の住所及び電話番号		
勤続年数	年	
支払額	円	
特別徴収税額	市民税	円
	道民税	円
	合計	円
納入月	年 月 日	
特別徴収指定番号		
特別徴収義務者名		
連絡者の氏名及び電話番号		
備考		

キ
リ
ト
リ

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(別紙1)

美唄市長 令和 年 月 日提出		〔特別徴収者〕 〔特別義務者〕 給与支払者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度		
			フリガナ											宛名番号					
			氏名又は名称											担連 当絡 者先	所属				
			個人番号 又は法人番号												氏名				
													電話	内線 ()					
給 与 所 得 者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法										
	氏 名																		
	生年月日	年	月							日									
	個人番号																		
	受給者番号																		
	1月1日 現在の住所																		
異動後の 住所																			
				円	円	円	年	月	日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払 6. 合併 7. その他 〔事由・理由〕	職 働 欠 亡 期 散 他	円	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						

1. 特別徴収継続の場合

新 し い 勤 務 先)	特別徴収義務者 指定番号	〒										新しい勤務先へは、月割額_____円を _____月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所在地	〒										担当者連絡先	所属	
	フリガナ													氏名
	氏名又は名称											電話	内線 ()	
											受給者番号			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)

2. 一括徴収の場合

理 由	右から 番号を	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
		2. 異動が令和8年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	右から 番号を	1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		※市町村記入欄
		2. 令和8年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
		3. 死亡による退職であるため		

※異動が生じた際は、記載要領および記載例を一読のうえ、すみやかに提出してください。

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後令和8年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和8年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、
- 10 特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。
 - 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載
- 11 してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 12 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 13 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 14 ※印の欄は、記載しないでください。
様式中右上の年度欄について、現年度の異動の場合は「1. 現年度」を、新年度の異動の場合は「2. 新年度」を○で囲んでください。現年度及び新年度の両方が異動の対象となる場合は「3. 両年度」を○で囲んでください。（例：給与支払報告書で特別徴収として報告していた人が3月末で退職となり、現年度の4月・5月分及び6月以降の新年度分が普通徴収になる場合→「3. 両年度」に○をつけてください。）

1. 名称変更
2. 住所変更
3. 送付先変更
4. 休業
5. 解散
6. 閉鎖

特別徴収義務者の

届出書

※上記の異動事由を○で囲んでください。また誤読をさけるためフリガナは必ずつけてください。

美 唄 市 長 年 月 日提出	給 与 支 払 者	(特別 徴収 義務 者)	所在地	特別徴収義務者 指 定 番 号
			名 称	
			<small>法人番号 又は個人番号</small>	<small>連絡者の氏名 及び電話番号</small>

	変 更 前	変 更 後	変更年月日
フリガナ			
所在地			
フリガナ			
名 称			
電話番号			
	休業 (年 月 日) ・ 解散 (年 月 日) ・ 閉鎖 (年 月 日)		
備 考			

